

## 第一二節 行 財 政

### 一 行 政

#### 三新法

明治十一年（一八七八）七月「郡区町村編制法」「府県会規則」「地方税規則」の三新法が、統いて十三年四月「区町村会法」が公布され、地方行政は方向を転換することになった。それは、大区・小区制が地方の実情に合わないため旧に復すること、地租改正への不満により十年一月、地租を地価の二・五%に切り下げたためにおこる国政事務の府県会・区町村への移行に対応させること、藩閥政府への自由民権運動の反対、県令と新しくできた県会との対立などを地方議会の段階で封じこめ、緩和しようとするものであった。

なお地方税規則は、県費・区費を地方税とする一方、各区町村限りの経費を私的な経費として協議費と名付け、徵収方法・費途を住民の協議にまかさせていた。

編制法の六条によると「各町村ニ戸長各一員ヲ置ク、又数町村ニ一員ヲ置クコトヲ得」とあり、八月には、「戸長ハ其人民ニ於テ可レ成公選セシメル」とし、十一月には「町村戸長選挙規則」を公布し、戸長の任期は再選を妨げない三年とした。役所は戸長役場といった。

第三大区は編制法により、区制以前の安芸郡にもどり、その郡役所を海田市に置いた。第五小区も元の通り、熊野は熊野村、平谷村、川角村となつた。安芸郡長には沢原為綱、熊野村戸長には人民総代であった佐々木亮之

輔が任命された。戸長は、一時民選の時期もあったようであるが、後に再び任命制となつてゐる。

村会もあり、明治十二年九月、十四年、十七年、二十年の四月にそれぞれ選挙が行われたようである。熊野村の定員は五名だった。その時選ばれた人々の名はわからない。しかし明治十二年十月に発足した三十五ヶ村連合会議の「人名控」がある。連合会議は安芸郡内の村(町)々が資金を出し合い、共同で事業をするもので、会議は郡役所で開かれ、議長には郡長がなつた。それによると、会議に熊野村は世良孫次郎を、平谷村は菅田甚右衛門を、川角村は藤田伊太郎を送つてゐる。これらの人たちは、十二年九月の選挙で選ばれた村会議員の代表であり、戸長であった人もいたと思われる。『船越町史』。熊野村の選挙権者数を明治二十年(一八八七)十二月で示すと一、〇四一人であつた。

明治二十年の戸長役場には、戸長のもとで次の人々が筆生として事務を取り扱つてゐた。世良保良次、中井堰、隼田慶四郎、遠山省三、世良実三郎、世良雄三郎の六名である。そして翌二十一年四月から雇として世良喜一、立花吉松、土井外人の三名が加わつて、総勢九名の陣容であつた。書(以下同じ)。

平谷村と川角村の場合には、押込村、苗代村、柄原村の五ヶ村を合わせてひとりの戸長がおかれ、明治十一年十二月には神藤徳孝の弟神藤(のち進藤)徳瞬が、そして十二年八月には徳孝が申し付けられていた。明治十六年二月には苗代村、柄原村の二村の戸長を神藤文吾が兼ねていた。平谷、川角村は押込を含めて三ヶ村が連合して戸長を置き、その時の戸長は平谷村の菅尾泰助だった。しかし、十七年七月から町村制の始まる二十二年までは五ヶ村連合の戸長であり、神藤徳孝が務めていた。そのとき、各村から一名ずつ計五名の議員が出て連合村委会をつくつてゐた。平谷村からは菅尾泰助、川角村からは尾川徳一郎であつた。このように合併の兆しを色濃くもつていたのである。

明治十一年の府県会規則をうけての広島県の県会は、十二年の四月から始まる。初めは定数六二、任期四年、二年毎の半数改選というしくみであった。安芸郡の定数は五名である。熊野村からは、安芸郡仁保島の波田一郎退職による補欠として十五年三月からおよそ一年間務めた渡辺勘助がいた。そのあとは苗代の神藤徳孝が引き継いだ。また佐々木祐四郎の子恵伸は、安芸郡中山の浜本正蕃のあとを継ぎ十八年三月の補欠選挙で当選し、ひき続いて同年九月の選挙でも当選している。平谷村・川角村からの県会への当選者はいない。

地租五円以上を納める選挙権を有する者	三六〇人
選挙権を有せざる者	二六人
地租一〇円以上を納める被選挙権を有する者	一九七人
被選挙権を有せざる者	二四人

県会議員の被選挙権者は地租一〇円以上納め、選挙権者は地租五円以上納める者であつて、ともに満二五歳以上の男子である。明治二十年十二月の熊野村で示せば上表のとおりである。

町村制

町村制 明治二十一年四月、市制、町村制が公布され、二十二年四月一日より施行された。執行機関として任期四年の村長がおかれた。村長は名譽職で村委会が満三〇歳以上の公民のなかから選出し、知事の認可を受けて決定された。公民とは満二五歳以上の男子であり、地租を納めるか直接国税二円以上納める者をいうのである。また、任期六年、三年ごと半数改選（大正二年末まで。それ以後任期四年、改選なし）の村委会があつた。村委会は二級の選挙制が採用されていて、多額納税者の属する一級選挙人とその下位の二級選挙人があり、それぞれ議員定数の半数ずつを選挙するしくみになっていた。そのため選挙は二日にわたつて行われていた。村委会の議長は、村長が兼任した。またこのときから戸長役場は村役場と呼ばれるようになつた。

現在の熊野は熊野村(大正七年熊野町に)と本庄村に合併された川角・平谷にわかれていた。合併は、町村制公布

後間もない六月の内務大臣の訓令「独立自治ニ耐ユルノ資力」をもつ「有力ノ町村」の造成及び町村合併の標準として「各町村大凡ソ三百戸以上ヲ常例トス」なる指示に応えるものだったといえる。ちなみに、明治二十一年の五か村と熊野村

表5-2-1

平谷村	六六戸	三四四人
川角村	五六戸	三〇〇人
押込村	七〇戸	三六七人
苗代村	一三六戸	六六〇人
柄原村	一一〇戸	六二八人
熊野村	四三八戸	二、二九九人
計	一二三戸	五、七八七八人

の戸数及び人口は表5-2-1のとおりである。

熊野村の歴代村長は表5-2-2(1)のとおりである。

また、熊野村は七つの地区に分かれていて、それぞれの地区（かつての庭）には公選で任期三年の区長がおり民意を代表するたてまえであった。

明治三十一年（一八九八）ごろの「熊野村役場處務規定」によると、村役場の仕事には次のようなものがあり、二つの課で分担していた。

表5-2-1(1) 歴代村長

氏名	在職期間
世良保良次	明治22年2月～明治26年5月
中井堰	明治26年5月～明治30年5月
佐々木亮之輔	明治30年5月～明治32年3月
井上真一郎	明治32年3月～明治36年4月
中井堰	明治36年4月～明治38年7月
世良実三郎	明治38年7月～明治43年1月
伊藤太三郎	明治43年1月～大正3年2月
伊円堤	大正3年2月～大正4年2月
三地清人	大正4年2月～大正4年11月
世良実三郎	大正4年11月～大正6年1月

表5-2-2(2) 歴代町長（昭和22年3月まで）

氏名	在職期間
阿原臣	大正6年1月～昭和4年2月
才津原積	昭和4年3月～昭和5年1月
伊藤忠兵衛	昭和5年2月～昭和6年9月
阿原臣	昭和6年10月～昭和10年9月
梶山寿四郎	昭和10年9月～昭和14年10月
伊藤実雄	昭和14年11月～昭和21年3月
諏訪本光三	昭和21年4月～昭和22年3月

第一課 庶務 議事 兵事 戸籍 學務 衛生 勸業 土木 会計

第二課 地理 収稅

注 地理とは地籍のこと

右の一の分野をどちらの課に入るかは村によつて違ひがあるが、熊野村の場合地理・収稅で一課になつてゐる。収稅には土地を中心とした徵收台帳の整備や、村稅のみならず國稅・地方稅の賦課及び徵收事務が含まれることから重要視されてゐたことがわかる。

他にも県知事や郡長への報告事項があり、それぞれ調査をし、書類を作成、送付しなければならなかつたのである。県知事へは、たとえば貴族院議員や衆議院議員が死亡したことなど、その都度報告する日報が十四件、その月にあつた事項をまとめて報告する月報、またその年にあつた事項を報告する年報がそれぞれ一件、二件ある。何といつても郡長へ報告する事が多く、日報が兵役者優待に係る事項など三八件、月報が二件、季報が一件、半年報が三件である。年報は一〇〇件ほどある。そのなかには、戸口表・人口出入表・本籍人族別・本籍人口生年別、本籍出産死亡及婚姻、現住人出産死亡、就除籍入籍及逃亡失踪などの人口動態に関する事項から金融、運輸、学校、村政、選挙権者数、農産物などがあり、きめこまかく規定している。これら一〇〇件のうち、一月十五日と二月十日を提出期限とするものがそれぞれ四分の一ずつあり、熊野村に關係する事項のみとはいへ、それらの報告日が近づくにつれ多忙さを加えていたと推測される。なお、日清戦争が始まるとともに兵事に関する事務や報告事項はさらに増加したと考えられる。

表5-2-3 村役場吏員及び月俸  
(大正4・5年)

種 別	人 員	月 傅
村長	1	11円
役役記入	1	9
助役	1	13
收書	8	10.25
使入	2	1日30銭
務書	2	1日70銭
委人		

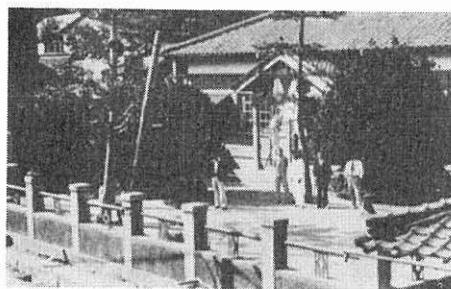


図5-2-1 旧熊野村役場

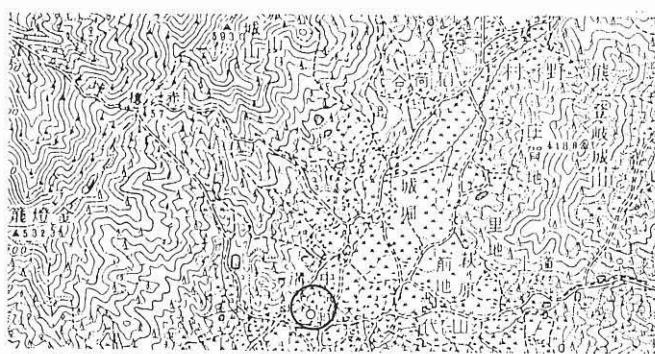


図5-2-2 旧役場の位置 (明治32年測図)

りである。なお、月俸（報酬金）を合わせて示す。熊野村会議員の選挙権は地租を納める者に与えられており、その数を示すと次の通りである。町村制実施前と実施後では選挙権者の資格が違っているためかなりの差が生じている。

明治二十年	二十一年	二十五年
一〇四一人	一一〇三人	七九七人
二十六年	二十八年	二十九年
七九五人	七七三人	七七五人

村会議員は定数一八名である。

熊野村から熊野町へ  
大正七年（一九一八年）十月一日、

熊野村に町制が施行され熊野町となつた。県知事に対し変更の議を上申し、許可されたのである。

この時期の安芸郡では、大正五年二月の吉浦町、大正六年十月の矢野町に次ぐ町制施行である。そのときの村長は、阿原臣だった。初代の町長ということになる。当時の熊野町の人口及び戸数は次のとおりである（参考までに矢野町の人口は大正五年十二月で五八二六人、戸数は一〇五二戸である）。

大正七年の熊野町(村)

役場敷地寄付の碑

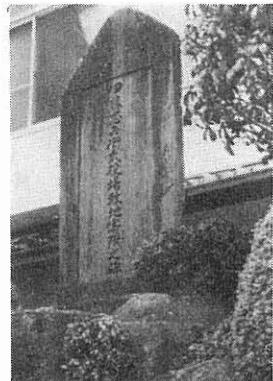


図5-2-3 昭和二年(一九二七)までの村(町)役場は、熊野町三、三一二の一

番地で現在の西光寺の西どなりにあつた。それ以後、現在の三、五一の一番地に移つて今日に至つている。

役場の位置だけでなく、普通選挙法の成立や不景気な時代を反映して、町の政治にも新しい動きがみられる。

ひとつは町制施行以前から一二年間町(村)長を務めた阿原臣に代わる二代目の町長選挙である。立候補者は、吳地の地主で町會議員の伊藤忠兵衛と、大学出で元新聞記者の才津原積(中溝出身)であった。当時、町長は町會議員による選挙で決められていた。ところがこのたびは、それに先立つて住民全体による予備投票を行おうとしたのである。昭和四年一月二十八日、有権者一五二〇名のうち九〇%に近い一三〇〇名が西光寺、追分小学校の二か所で投票した。結果は才津原積が多数であった。しかし、町会はなかなか才津原を次期町長に決定しなかつた。理由は、伊藤が才津原の資格(公民権制限の特免)について問題があるとし、それに対し才津原はあくまで予備選挙の結果を重視したためである。町長阿原臣は、伊藤、才津原や町會議員、予備選挙実行委員に対し、任期折半就任の調停工作をしたが、成功しなかつた。結果としては才津原におちついたのであるが、町政に大きなしこりを残したことは間違いない。才津原は昭和五年二月、衆議院議員立候補のため辞職し、その後を継いだ伊藤も一年余りで辞め、阿原臣が再び町長になつてゐるのである。

なお、四年四月に行われた町議選では、一八名中九名が入れかわり、新しい波を感じさせるものがある。

本庄村役場の位置

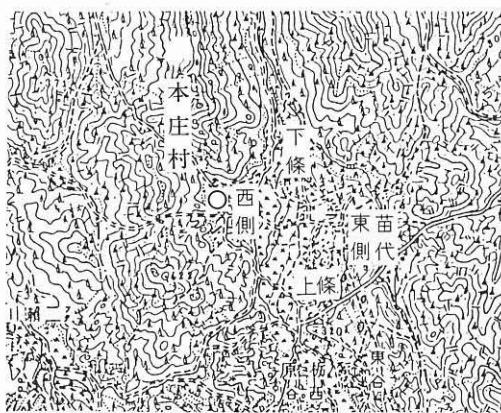


図5-2-4 明治32年測図

○印が役場の位置

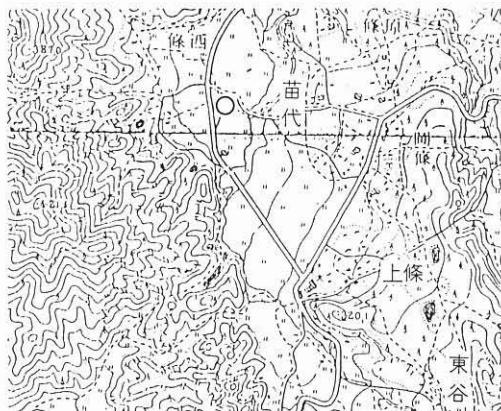


図5-2-5 大正14年、昭和4年

○印が役場の位置

村役場は苗代におかれた。しかし場所は一定せず、わかっていることは、村長をした苗代の真藤氏宅にあったこともあり、明治二十八年（一八九五）十月に苗代西条一二三番屋敷の八木氏宅に家賃一ヶ年一二円で借りて移転したこともあるということである。さらに、三十二年四月、苗代大元一一八八番地の八木貞策所有の建物（草葺桁行五間、梁行四間）を一七円の予算で買入れようとしたとあるが、買ったかどうかはわからない。三十九年、苗代の本の説教場を買収し移転している。

本庄村の村長はつきの表5-2-4のとおりである。なお、村委会は定員一二名から成り立っていた。

表5-2-4 本庄村村長

氏名	在職期間
助斎吾郎	明治22年6月～明治27年5月
泰文平	明治27年5月～明治32年8月
菅眞神	明治32年8月～明治36年12月
三神横吉	明治36年12月～明治41年1月
織	明治41年1月～大正1年12月
	大正1年12月～大正11年1月
	大正11年1月～大正11年6月
	大正11年6月～昭和6年3月

村の政治の一端を垣間見ることができるものに、公務旅行表という記録がある。本庄村の明治二十八年分（一月から十二月）を見ると次のとおりである。吳市立図書館蔵本庄村関係資料（以下同じ）。

広島市へは物品購入のため七件と、入営する新兵引率の一件、合わせて八件がある。そのうち引率を含む七件が一泊二日で、一件は二泊三日の出張である。しかし、市内の県庁への出張は一件もない。海田市へも一泊二日の出張である。用務は村長の会合（同僚会同）である。特に多いのは吉浦村（二川）と和庄町である。二川には郡役所があり、事務上の打合わせに十三件、隔離所設置のことで五件、兵事で四件、地方税の納付のため四件、国民兵名簿調整のため二件、しかもこれについては一件に七日間、もう一件には五日間もかけている。ほかに、戸籍簿の点検を受けに行ったり、日清戦争が終わる年でもあって十一月には海軍歓迎の件で召集をかけられている。和庄町には支金庫があり、地租を納めるために七件、国税を納めに二件、合わせて九件出張している。和庄町には徵兵署もあり、ここへの出張が二件ある。一泊して徵兵検査のため受検者を引率しているのである。

また、和庄町の収税署（のちの税務署）に行っているのも四件ある。土地の所有や移動についての取調べのためである。関連して呉区裁判所にも立ち寄っている。他村との関係では、焼山村役場に事務打ち合わせのため一件出かけている。地元（部内）への出張は、この年、赤痢の発生もあって川角に六件、柄原三件、平谷一件、しかも消毒のため一件に一週間かけた場合もある。さらに村税未納者の取調べに二件、それぞれ三日間をかけて押込、

平谷、川角をまわっている。柄原にも村税未納者取調べが一件ある。柄原には行路病人の取調べが四件もあり、主たる交通路であつたことがわかる。

また、兵士歛迎のため、七月二十日に平谷、二十七日に川角へそれぞれ出向いている。合計八十四件である。出張旅費は、村長・助役には出でていない。泊りなしの村内にも出でていない。郡役所か和庄町のどちらかへ行く場合、一二錢、両方かけもちで行けば一五錢、泊まりがけであれば三五錢である。広島に行く場合、一泊二日で五三錢が普通である。

翌二十九年の旅行表を、二十八年と比べてみると、次のことがいえる。二十九年では旅費のかかる公務旅行は四〇件となり、二件しか減っていないのに対し、かからない旅行は一三件で、前年の四二件から大巾に減少している。部内の場合、多くは記載しなかつたためと考えられる。一三件の内訳をみると村長・助役が郡役所や海田市町に出張した三件と、赤痢病予防のため押込に行つた八件が目立った記載例である。平谷への、凱旋兵士の歛迎もある。郡役所や、和庄町の支金庫や徴兵署への出張は同じように多い。かわったものとしては、海軍志願兵を吉浦村（郡役所か）に引率していることや、助役が徴兵署での本庄村出身兵の点検・査閲を行つて、広島市への新兵の引率は同じであるが、物品購入は二件である。そして、県庁へ保安林取調べのため八日間行つているのが目立つて、焼山村への出張が三件、熊野村へは勧業の件で来ている。旅費等が、村長や助役にも宿泊を伴う場合には出るようになり、日帰りでも時には出でている。また、和庄町や吉浦村への日帰りも六月には二〇錢となり、全体として値上がりしている。

以上のことから、近隣町村や県との関係よりも郡役所との関係が強く、しかも郡役所の指導・監督のもとでの村の政治であつたことがわかる。また、すべての税を村の吏員が徴収し、支金庫や郡役所に上納しているのであ

る。出張の内容も國の委任事務が多く、その旅費も村が負担したのである。熊野村の場合も、苗代、柄原を通つて和庄町や吉浦村(二川)へ行くのであるが、内容(目的)はほとんどかわらないと考えられる。

本庄村の大きなできごととして水源池の建設があげられる。吳の海軍関係への給水のため、大正元年九月、本庄水源池の建設工事が着手された。これに伴い道路の整備も急がれ、二年五月には、吉浦村、焼山村、押込、川角間の、三年には吳・神山間の改修工事が完成した。その年には電灯も焼山村まで設備された。このようにして大正七年四月、周囲五キロ、満水面積二八万平方メートル、貯水量一九六万トンの本庄水源池が、工費一八〇万円、延一七三万人の人手によつて完成した。七年にわたるこの工事と本庄村の村政及び村民とのかかわりは充分わかっていない。

**川角・平谷村を含む熊野町** 明治三十九年(一九〇六)、海田市に郡役所が移つたことは、平谷・川角に少なからず影響を与えたと考えられる。平谷・川角は本庄村の玄関ともいえる位置になつたのである。熊野との交流もより密接になつた。郡役所が廃止され県庁との関係が深くなつても、玄関としての位置はかわらなかつた。

熊野町は昭和六年四月一日、川角・平谷を編入し、現在に至つてゐる。編入理由を、熊野町長、本庄村長、焼山村長連名で県知事川渕治馬に宛てた「町村廃置分合ニ関スル件上申」のなかからみると次のとおりである。

#### 理由

安藝郡熊野町本庄村焼山村ハ俗ニ熊野七郷(現在ノ熊野町焼山村本庄村大字川角同平谷同押込同苗代同柄原)ト稱シ共ニ郡内ノ高原地帶ニ在リテ四面山ヲ繞ラシ一盆地状ヲ呈セリ從テ住民ノ人情風俗相類似シ日常ノ生活亦殆ント彼是共通セリ而シテ生業ハ一般ニ農業ヲ本位トスルモ熊野町及本庄村ノ北部ハ製筆ノ業盛ニシテ其ノ名天下ニ知ラレ又焼山村及本庄

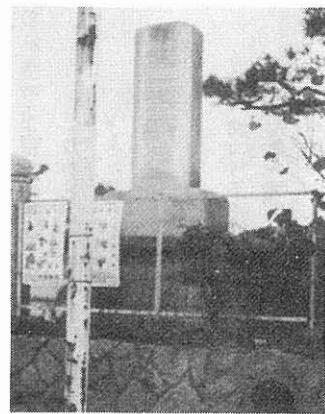


図5-2-6 本庄村廃合記念碑  
(昭和6年3月)

村ノ南部ニ於テハ呉工廠ニ通勤セル者数百名ノ多キニ達ス然モ本庄村燒山村ハ共ニ小村ニシテ戸数少ク村民ノ負担苛重ニシテ財政頗ル困難ノ状態ニ在ルヲ以テ関係町村熟議ノ結果地勢交通並生業ノ状態ニ鑑ミ本庄村ヲ分離シテ其ノ一部ヲ熊野町ニ編入シ他ノ一部ハ之ヲ燒山村ト合併シ以テ團体ノ基礎ヲ鞏固ナラシムルト共ニ将来自治ノ發展ヲ圖ラムトス

これでみると廃置分合の主な理由は、本庄村・燒山村が小村で財政が困難なためである。

本庄村の苗代、押込、柄原は燒山村と合併して昭和村をつくった。同じ昭和六年（一九三二）四月一日に安芸郡では、上瀬野村と下瀬野村が合併して瀬野村をつくっている。昭和六年といえば、満州事変のおこる年である。かくして、人口七七七八人、世帯数一六一六、面積三五・七平方キロの熊野町となつた。郡内の町村では、一万人以上の江田島村、音戸町、倉橋島村に次いで人口が多かつた。

新しい熊野町の町長は二九二ページの表5-2-2(2)のとおりである。

## 二 財 政

### 1 近代における地方財政制度の推移

概観　近代における地方税財政制度は、わが国においては、明治十一年（一八七八）の太政官布告第一九号の地方税のあり方の改変に端を発するとみてよいであろう。同十七年に大幅な改革（内務省訓示）がみられて、区長村費は八費目四税目に限られることとなった。このような地方税財政制度の基礎は、大体、明治十一年の三新法の時期ころに事実上かたまり、同三十三年（一九〇〇）ごろまでに制度上も確立していった。その主要な

方税のあり方の改変に端を発するとみてよいであろう。同十七年に大幅な改革（内務省訓示）がみられて、区長村費は八費目四税目に限られることとなった。このような地方税財政制度の基礎は、大体、明治十一年の三新法の時期ころに事実上かたまり、同三十三年（一九〇〇）ごろまでに制度上も確立していった。その主要な

特徴は以下のようであった。

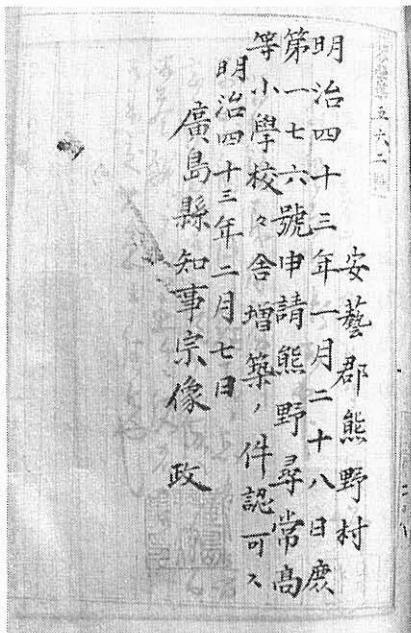


図5-2-7 明治43年 熊野尋常高等小学校校舎増築の認可

まず第一は、地方税の課税の方法である。地方税の課税は、形式上は、付加税と独立税の併用となつてはいたが、実質的には、付加税第一主義となつていて。それは、太平洋戦争後のいわゆる戦後民主化の時期にいたるまでの国と地方との行財政関係を反映したきわめて強力な中央集権的性格の現われにほかならなかつた。地方自治

表5-2-5 能野村明治42年度前半年度村稅納稅狀況報告書

税目	区分	賦課額A	納期内納入額	未納額B	1人賦課額	B/A
地価割	税額人員	円 厩 942.170	913.445	28.725	円 厩 501	% 3.0
		1,878人	1,813	65		3.5
営業割	税額人員	369.220	317.300	51.920	412	14.1
		894	632	262		29.3
国税営業割	税額人員	25.170	21.290	3.880	680	15.4
		37	29	8		21.6
戸別割	税額人員	1,801.060	1,406.950	391.110	1.486	21.7
		1,212	915	297		24.5
計	税額人員	3,137.620	2,658.985	475.635	780	15.2
		4,021	3,387	632		15.7

明治43年統計報告事跡

は、この方面でも制約が強く、府県および市町村の独自性を保障する建前とは反対に、国の法令で地方の付加税率も制限されていた。また、制限外課税や特別税の新設ないし増額、変更等は、その細部にわたって、内務・大蔵大臣等の許可が必要とされていた。地方自治は、行財政の全面にわたって形式的ないわゆる官治的地方自治の域をはず、実体はぎわめて脆弱なものであつたといつてよい。明治末期から大正期にかけても、このようないくつかの実体は基本的に維持され、地方財政をめぐる危機的・緊急的・経済的・社会的情況の進展に対応した部分的な統制の緩和がみられたに過ぎなかつた。

第二に、課税標準があいまいであった。課税標準とは、簡単にいえば、何に（課税物件）どれだけの税を課すかという基準のことである。市町村税収入の中心をなしていた戸別割は、大正末期までは、府県税とされており、町村については付加税とされていた。戸別割は、多くのばあい、地主議員の恣意的判断によつて定められていた。つまり、各戸の収入（農家の収穫高）・財産・家族

表5-2-6 熊野村負債明細表

起債月日	起債原因	起債額	利子歩合	償還期限
明39. 2. 1	学校建築	1,000円	月 1 歩	明40. 12. 31
明40. 10. 5	水害復旧費	600	〃	42. 8. 30
12. 10	〃	1,000	〃	41. 12. 30
12. 10	〃	130	〃	42. 7. 30
12. 25	〃	180	〃	42. 5. 5
3. 10	〃	925	〃	41. 6. 30

統計報告事跡

数や健康状態などが勘案されて、その都度課される大衆課税的性格の強いものであった。このような課税の方法は、その基準となる課税標準が不明確であつたため、「見立割」といわれる。それに対して、地価割は、比較的明確な課税標準をもつた外形課税であつた。当時の課税標準がこのようないましさをもつていたことは、税制の前近代的性格、いいかえればたぶんに封建的性格が温存されていたことを表わしているとみてよいであろう。

第三に、税外負担の形での徴収が少なくなかった。戸別割の全部または一部の代納としての夫役（無償労働）や現物の徴発が行なわれたり、使用料・手数料の徴収がみられたばかりでなく、半強制的な寄附金がかなりあつたようである。とくに、農村財政においては、半ば公的な共同家計のために部落協議費が、さらに、教育費や土木費等の経費をまかなうためには、部落有財産（部落有林野などの）収入等の共同的収入があてられた。また、起債もしばしばみられた。

第四に、地方事務と経費の面にみられる特徴である。この時期の地方経費は、教育費、役場費、勧業土木費が中心であった。明治政府の富国強兵政策は、その主要部分が教育や勧業土木を通じて実施され、これに対応する地方の行政機構を体制的に維持するための経費が役場費等であつたわけである。地方の仕事は、その大半が、地方の公共事務（＝固有事務）というよりも、どちらかといえばむしろ中央から地方に委任された仕事（＝委任事務）としての性格の方が強かつた。その仕事のために要する経費は、国庫下渡金など

表5-2-7 熊野村における微発物件供給高

		米	麦	秣	荷	味噌	塩	醤油	漬物	薪	梅干	炭
明治 21 年	各戸に係る 営業に係る	98石 —	160石 —	—	150貫 20	7石 2石1斗	石 30	4斗18挺 —	1万1200貫 300	1石 —	—	—
22	各戸に係る 営業に係る	102石 —	161石 —	—	149貫 61	7石3斗 2石	石 30	4斗 10挺 —	1万2000貫 400	1石3斗 —	—	—
27	各戸に係る 営業に係る	50石 2	50石 5	50貫 —	50貫 5	10石 1	3石 3	50挺 —	500貫 300	1石 —	120貫 —	—
28	各戸に係る 営業に係る	80石 5	70石 5	20貫 —	77貫 5	10石 1	3石 71	50挺 —	700貫 300	5斗 —	150メ —	—
29	各戸に係る 営業に係る	5,000斗 350	1,000斗 100	—	20樽 10斗	斗 10	10斗 20	50樽 —	1,000貫 500	2樽 —	10貫 —	—
30	各戸に係る 営業に係る	5,000斗 350	1,000斗 250	20貫 —	20斗 10	10斗 10	10斗 20	50樽 4	1,000貫 500	2樽 1	100貫 60	—
31	各戸に係る 営業に係る	450斗 300	400斗 250	100貫 —	10斗 2	1石 1	1石 2	20樽 4	600貫 500	2樽 1	30貫 160	—
32	各戸に係る 営業に係る	50石 25	40石 25	250貫 30	20樽 4	2石 1	1石 2	15樽 4	500貫 1,000	1樽 2	50貫 300	—

注 年により単位の相違するものあり

統計報告事跡

表5-2-8 町村吏員及び月給 (明42. 12. 31)

階 級	人 員	支 給 金 額		
		月 給	報酬金額	合 計
町 村 長	名 誉 職 10円以上 10円未満	1		10円 10円
町 村 助 役	名 誉 職 10円以上 10円未満	1		7円 7円
町 村 収 入 役	6円以上 6円未満	1	9円	9円
町 村 書 記	6円以上 6円未満	7	63円70銭	63円70銭
区長及び代理人	名 誉 職	14		
合	計	24人	72円70銭	17円 89円70銭

明治43年統計報告事跡

表5-2-9 熊野村財産明細表

		土 地	建 物	現 金	その他の品	合 計
明治31年	基本財産 の部	数量 価格 4,673.625歩 1,020.000厘	—	—	—	1,020.000厘
	村有財産 の部	数量 価格 1.000歩 30.000厘	247.15勺 1,750.000厘	—	1,081 635.000厘	2,415.000厘
33年	基本財産	数量 価格 4,673.625歩 4,673.625厘	—	—	483.005厘	5,156.630厘
	村有財産	数量 価格 1.000歩 30.000厘	291.15反 2,200.000厘	—	750 635.000厘	2,865.000厘
34年	基本財産	数量 価格 4,673.625歩 4,673.625厘	—	138.370厘	—	4,811.995厘
	村有財産	数量 価格 1.000歩 30.000厘	291.15勺 2,200.000厘	—	750 635.000厘	2,865.000厘
35年	基本財産	数量 価格 4,673.625歩 4,673.625厘	—	147.840厘	—	4,821.465厘
	村有財産	数量 価格 3.600歩 200.000厘	291.15勺 2,200.000厘	—	750 635.000厘	3,035.000厘
36年	基本財産	数量 価格 4,673.625歩 300.000厘	—	167.840厘	—	467.840厘
	村有財産	数量 価格 3.600歩 2,200.000厘	291.15勺 2,200.000厘	—	750 635.000厘	3,035.000厘
37年	基本財産	数量 価格 4,673.625歩 3,000.000厘	—	201.000厘	—	3,201.000厘
	村有財産	数量 価格 3.600歩 200.000厘	291.15勺 2,200.000厘	—	750 635.000厘	3,035.000厘
38年	基本財産	数量 価格 4,673.625歩 3,000.000厘	—	232.801厘	—	3,232.801厘
	村有財産	数量 価格 3.600歩 200.000厘	291.15勺 2,200.000厘	—	750 635.000厘	3,035.000厘
42年	基本財産	数量 価格 4,673.625歩 3,000.000厘	—	279.738厘	—	3,279.738厘
	村有財産	数量 価格 3.600歩 200.000厘	336.55勺 2,700.000厘	—	750 635.000厘	3,535.000厘
43年	基本財産	数量 価格 4,673.718歩 5,000.000厘	—	264.898厘	—	5,264.898厘
	村有財産	数量 価格 3.504歩 —	505坪15 7,577.250厘	—	635.000厘	8,212.250厘
44年	教育基金	数量 価格 272.220歩 2,000.000厘	—	54.330厘	—	2,054.330厘
	基本財産	数量 価格 4,673.718歩 5,000.000厘	—	322.646厘	—	5,322.646厘
	村有財産	数量 価格 3.504歩 530.000厘	523坪15 6,847.250厘	—	248 283.000厘	8,660.250厘
	教育基金	数量 価格 272.220歩 2,000.000厘	—	123.816厘	2.747 1,341.565厘	8,766.131厘

注 33年の反は勾か、点は反(土地)、歩(建物)、円(価格)

(統計報告事跡)

表5-2-10 熊野村の公有社寺私有林

	箇 所	反 別	地 価	平均 1 反歩地価
明治33年	公有林	123	〔反〕 3,209.929歩	〔円〕 361.635厘
	社寺林	—	—	—
	私有林	5,566	6,360.121	1,331.985
	合 計	5,689	9,570.050	1,693.620
34年	公有林	123	3,209.929歩	361.635厘
	社寺林	—	—	—
	私有林	5,566	6,262.121	1,331.985
	合 計	5,689	9,472.050	1,693.620
36年	公有林	123	320町 9 反	361円
	社寺林	—	—	—
	私有林	5,566	626町 2 反	1,331円
	合 計	5,689	947町 2 反	1,692円

統計報告事跡

表5-2-11 公学資産表（明治42年）

種 別	小 学 校			総 計
	尋	常	尋常高等	
敷 地 坪 数	751 坪	660坪	1,411坪	
附 属 地 坪 数	653	444	1,097	
家屋坪数	79	206	285	
	19	10	29	
敷 地 価 値	119	200	319	
附 属 地 価 値	145	200	345	
家屋書価	1,550	2,000	3,550	
圖 機 器	59	271	330	
標 本 器	120	293	413	
具	110	529	639	
学 校 基 本 財 産	62,680 475 98 1,550 6	216 2,000 7	62,680 475 314 3,550 13	
土 地	坪数 価額			
建 物	坪数 価額			
其 他 物 品	品価額			

統計報告事跡

\* 価格の単位は円か？

表5-2-12 熊野村の公学費

	学校長・園長・館長俸給	教諭・助教諭・訓導俸給	准教員俸給	代用教員俸給	俸給小計	書図・器械標本費	消耗品費	その他	合計
明治36年	円 360	円 344	円 259	円 396	円 1,359 (70.3%)	円 68	円 80	円 427	円 1,934
37年	384	625	548	140	1,697 (68.6)	55	101	721	2,474
38年	384	756	365	164	1,669 (83.8)	34	65	224	1,992
40年	384	756	365	165	1,670 (83.6)	34	65	227	1,996
41年	456	672	284	564	1,976 (51.2)	115	96	1,670	3,857
42年	452	929	230	890	2,501 (71.7)	219	108	660	3,488
43年	668	985	350	959	2,962 (61.5)	259	108	1,484	4,813
44年	701	1,648	122	835	3,306 (80.8)	206	88	490	4,090

注 尋常および尋常高等小学校の合計を記載、( ) 内は合計にたいする%

統計報告事跡

表5-2-13 熊野村の土木費内訳

	河 川	道 路	橋 梁	用 惡 水	合 計
明治31年	円 30.557 (13.5%)	円 65.071 (28.8%)	円 44.858 (19.9%)	円 85.079 (37.7%)	円 225.565
35年	240.981 (48.6)	89.716 (18.1)	46.211 (9.3)	119.246 (24.0)	496.154
36年	51.661 (28.4)	42.479 (23.3)	7.570 (4.2)	80.339 (44.1)	182.049
37年	133.861 (47.4)	37.871 (13.4)	10.240 (3.6)	100.143 (35.5)	282.115
38年	233.333 (38.3)	142.853 (23.5)	204.244 (33.6)	28.126 (4.6)	608.556
39年	6.090 (2.7)	101.723 (45.6)	71.949 (32.2)	43.424 (19.5)	223.186
40年	85.009 (74.8)	10.459 (9.2)	11.038 (9.7)	7.200 (6.3)	113.706
41年	410.721 (81.9)	49.852 (9.9)	28.390 (5.7)	12.224 (2.4)	501.185
43年	136.994 (24.1)	163.092 (28.7)	27.720 (4.9)	162.208 (28.5)	568.422

統計報告事跡

表5-2-14 熊野村の土木費統計表（明治41年度）

種 別			町 村 事 業	
			町 村 税	県 税 補 助
通常土木費 修繕工事の部				
河	二河川流域	幹 二 河 川	円 厩 146.589	円 厩 35.429
		支 山ノ代川	32.580	
		計	179.169	
川	熊野川流域	幹 熊野川	128.755	49.948
		支 三 谷 川	17.420	
		計	146.175	
道	里	重要 { 矢野往還	25.745	
		里道 { 真往還	11.030	
		其他 の 里 道	13.077	
路	道	計	49.852	
		重要里道 矢野往還	3.050	
		其他 の 里 道	25.340	
橋	里道橋梁	計	28.390	
		用悪水 熊野 村	12.224	
		計	415.810	85.375
通常土木費 改築工事の部				
道 路	里道	重要里道 矢野往還	624.497	
臨時土木費 改築工事の部				
道 路	里 道	里道 矢野往還	1,247.791	
		雜 費	258.143	
		計	1,505.934	714.000

統計報告事跡

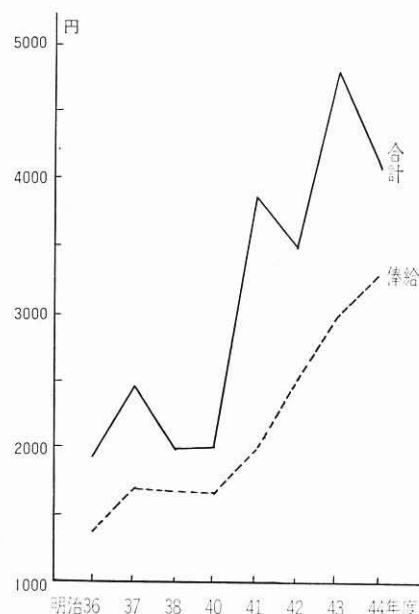


図5-2-8 熊野村の教育費

表5-2-12より作成

のわずかばかりの補助金を除けば、大半は、地方税、起債、地域住民からの夫役・現品・共同体的財産収入などを含む地方負担によつていた。このような、中央と地方との行財政関係の中で、戸籍、統計、徵税、徵兵、教育、道路、橋梁等々、もろもろの仕事が地方レベルでも遂行されていったのである。

第一には、地方税付加税率の制限税率が、大幅に緩和されたこと(大正八、九年の両年度)である。こうして地価割および戸数割(戸別割)が増徴され、地方住民の税負担はそれだけ加重化されていった。また、従来から、府県税戸数割が「見立割」で、負担の不公平さが問題となっていたので、戸数割規制が公布されていった。このことは、ある程度全国的に課税標準が統一されることになったので、その意味では、地方税制の「近代化」にそうも政のいくつかの改変ではつぎのような点が主なものとしてあげられる。

第一には、地方税付加税率の制限税率が、大幅に緩和されたこと(大正八、九年の両年度)である。こうして地価割および戸数割(戸別割)が増徴され、地方住民の税負担はそれだけ加重化されていった。また、従来から、府県税戸数割が「見立割」で、負担の不公平さが問題となっていたので、戸数割規制が公布されていった。このことは、ある程度全国的に課税標準が統一されることになったので、その意味では、地方税制の「近代化」にそうも

のでもあった。

この時期の市町村の段階における税制改革として、(一) 負担の不均衡をもたらしているということで、所得税附加税が廃止された、(二) 市町村税戸数割が創設された。しかし、これらの整理・改革によつても、住民の負担が軽減されたわけではなかつた。

第二に、国庫補助金政策の展開である。昭和の年代に入ると、金融恐慌(昭和二年)、昭和恐慌(同五年)、およびその後の天皇制政府の軍備拡張政策(たとえば翌六年の海軍主力艦建造)や満州事変(同年)などの大事件があつた。そのような社会経済的情况のなかで、地方財政の状態はますます悪化しその危機的情况を脱することが、長期にわたつて困難となつてゆく。その対応策として出されてきたのが、国庫補助金の増額ということにほかならなかつた。こうして、いわゆる国家独占的な政策体系のもとでの補助金政策が展開されるようになり、中央政府から地方へのいわゆる縦割行政が強化されてゆくようになる。その典型的な事例として昭和七年の時局匡救計画などがあげられるが、中央政府による景気対策をかねた特定の政策事業などがこれによつて展開を見るのである。

このような政策は、またかえつて地方の負担をも増大させるので、地方財政の危機はさらに拡大深化の方向に進んでゆかざるをえなくなつた。

第三は、地方財政調整制度の導入である。これは、この当時の都市と農村との間ににおける租税負担の格差を調整する、わが国の地方財政史上注目すべき制度である。昭和十一年の臨時町村財政補給金、同十五年の地方分与税制度などを中心とする大幅な財政改革がそうであるが、これらは戦時体制への対応の中でとられた一連の諸施策の一環であつた。

太平洋戦争勃発(昭和十六年)後の戦時下における大幅な財政改革の中での、地方税制の「近代化」としては、

市町村レベルでは、戸数割が廃止され、それにかわって独立税（市町村民税）が創設される。また、同時に、この期の改革で、付加税率が若干の整備をみる。とはいっても、地租および營業税などの主要税目については、付加税制度はいぜん手つかずのままであった。つぎに、地方財政調整制度としての地方分与税制度として、市町村レベルでは、配付税制度の創設がある。つまり、所得税、法人税の合計額を、道府県と市町村へ配分する制度で、その三八%が市町村に配布されることとなつたが、その際、算定基準として課税力、人口、学童数その他の特別の財政需要が加味されることとなつた。

第二次世界大戦前の財政制度は、さまざまの改正をみたにもかかわらず、基本的には、中央政府が租税の大部分を徴収し、それを地方に配分する権限を集中させており、地方分与税制度等の導入があつたとはいっても、市町村の独立税によって、財源の面から、地方自治を保障するものとしては、それはあまりにも貧弱なものにすぎなかつた。地方の独立税の制度的確立のためには、戦後の一連の税財政制度の民主化、いわゆるシャウプ税制の到来をまたなければならなかつたのである。

## 2 熊野町(村)の財政

### 概観

熊野村が町制に移行して熊野町になるのが大正七年（一九一八）十月一日である。熊野町(村)の財政の規模も、第一次世界大戦をはさむ前と後とで、大きく分かれる。第一次世界大戦の始まる大正五年ごろまでの熊野村の財政規模は、日露戦争（明治三十七～三十八年）以前では六〇〇〇円以下、その後は大体一万円から二万円の間にとどまつてゐる。大戦中・後の全国的な景気の上昇や、それに続く米騒動、戦後恐慌などの時期を通じて、熊野町(村)の財政規模は増大を続けて、大正十二年度（一九二三）には七万円近くにたつしている。しかし、

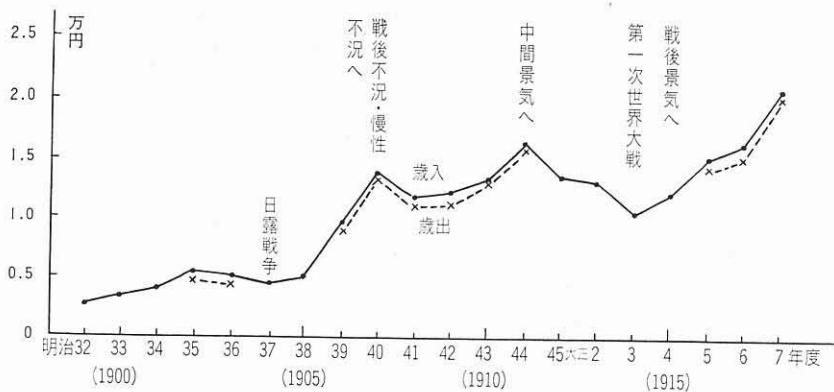


図5-2-9 熊野村の歳入・歳出の推移（第1次大戦前）

歳入歳出表、同予算表等より作成

×…×は決算額（歳出）、他の年度は予算額で収支均衡

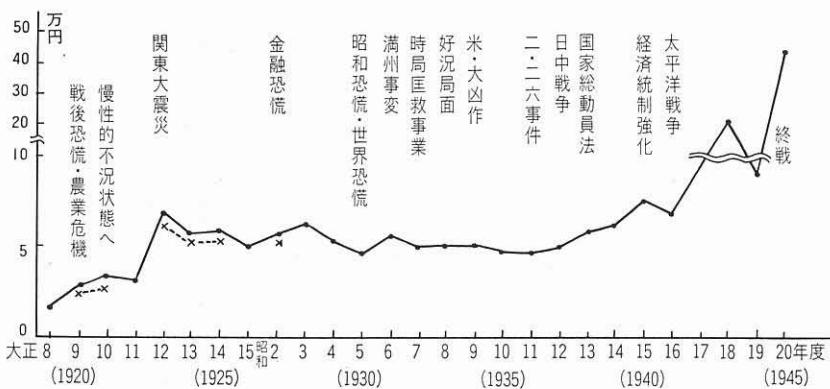


図5-2-10 熊野村の歳入・歳出の推移（第1次大戦後より第2次大戦まで）

×…×は決算額（歳出）、他の年度は予算額で収支均衡

予算書等より作成

その後は、全国的な慢性的不況情況の時代に突入してゆくわけであるが、熊野町の財政も五万円～六万円程度の水準で低迷しつつ推移し、太平洋戦争へと突入して、一挙にその規模を膨張させていく。日露戦争、第一次世界大戦、第二次世界大戦という大きな戦争を契機として、熊野町(村)の財政規模が大幅に変動していることが分かる。

昭和八年度

能野町歲入豫算基帳

図5-2-11 昭和8年度 熊野町歳入歳出予算

期以降、町税の歳入総額のしめる割合は若干低下して五〇六割台に  
なるが、それでも過半をしめていたことに変わりない。この割合の  
低下した原因は、国庫下渡金や県補助金等の

第一次世界大戦までの熊野村の歳入の構成は、その大部分（ほぼ七～九割）が村税（各種附加税等）によつてしめられている。大正末

歳入と税

第一次世界大戦

## 入構成（明治33～昭和15年度）

(円、%)

1920(9)	1925(14)	* 1 1930 (昭5)	1935(10)	* 1 1940(15)
31,360(100.0)	59,040(100.0)	48,321(100.0)	48,604(100.0)	76,728(100.0)
24,659(78.6)	31,599(53.5)	29,765(61.6)	30,953(63.7)	38,372(50.0)
235(0.8)	1,802(3.1)	1,279(2.6)	707(1.5)	455(0.6)
814(2.6)	1,084(1.8)	1,055(2.2)	1,319(2.7)	2,115(2.8)
9(0.03)	21(0.04)	142(0.3)	192(0.4)	28(0.04)
1,188(3.8)	3,266(5.5)	2,511(5.2)	642(1.3)	804(1.0)
272(0.9)	581(1.0)	610(1.3)	623(1.3)	577(0.8)
11,000(18.6)				
500(1.6)	455(0.8)			
3,018(9.7)	18,209(30.8)	5,597(11.6)	3,483(7.2)	3,979(5.2)
1,298(4.1)	5,424(9.2)	12,015(24.9)	11,817(24.3)	10,501(13.7)
1,215(3.9)	1,211(2.1)	1,110(2.3)	824(1.7)	1,334(1.7)
	2,587(4.4)	65(0.1)	145(0.3)	1,059(1.4)
1,101(3.5)		529(1.1)	1,358(2.8)	2,649(3.6)
63(0.2)		59(0.1)	25(0.1)	25(0.03)
3,677(11.7)	8,222(15.7)	13,778(28.5)	14,169(29.2)	* 4 25,883(33.9)

\* 4 臨時町村財政補給金 9,000(11.7)、国税附加税 1,037(1.4)、県税附加税 278(0.4)  
予算書等から作成

表5-2-15 熊野町(村)の歳

年 度	1900(明33)	1905(38)	1910(43)	1915(大4)
歳 入 総 額	3,682(100.0)	5,084(100.0)	13,745(100.0)	12,025(100.0)
町(村) 税	1,983(53.8)	3,906(77.6)	12,213(88.9)	9,707(80.7)
財産収入 *2			98(0.7)	301(2.5)
使用料及手数料			90(0.7)	377(3.1)
寄 付 金			49(0.4)	20(0.2)
繰 越 金			257(1.9)	324(2.7)
雑 収 入			710(5.2)	239(2.0)
町 債				
繰 入 金				
(小 計)			1,204(8.9)	1,261(10.5)
国 庫 下 渡 金				
交 付 金			224(1.6)	683(5.7)
国 庫 補 助 金				
県 補 助 金 *3			100(0.7)	371(3.1)
県 奨 励 金				
(小 計)			324(2.3)	1,054(8.8)

\*1合計不一致 \*2財産ヨリ生スル収入および財産売払代 \*3郡補助金を含む

円を含む

1910(明43)、1925(大14)年度のみ決算額、他は予算(補正後含む)額

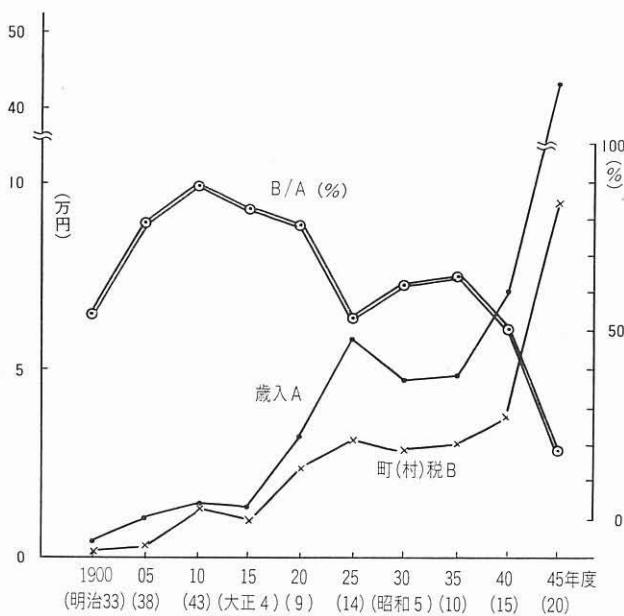


図5-2-12 熊野町(村)の歳入と税の概要

表5-2-15より作成

明43、大14の兩年度は決算、他は予算額

外、年によっては町財産の売払いや起債等による収入が相対的に増加したためである。このことは、地方財源の不足を税外の収入や補助金等でまかなわなければならなくなつたことを意味している。太平洋戦争に突入してからの地方財政の運営は全国的に大変な混乱をきわめたが、熊野町のばいにも、その歳入項目ごとの金額の年度ごとの変動の様子はきわめて激しかつたであろう様子がうかがえる。

町(村)税収入の内訳について大要をみると以下のとおりである。主要な構成は戸別割(または戸数割)、地価割等である。戸別割は、大正期は府県税となり町村レベルでは戸別割付加税、昭和期は十五年度まで特別税戸数割、太平洋戦争時は市町村民税と改変が続くが、ここでは戸数割と略称する。地価割は、大正期以降地租附加税となり、これにさらに昭和期以降特別地租附加税(これは昭和十五年度で廃止)が加わるが、地価割と略称する。その他には、県税の雑種税・家屋税・営業税のそれぞれの附加税等や国税営業税附加税が少々加わって町(村)税を構成していた。戸数割は、大正期まで税収総額の六・八割をし

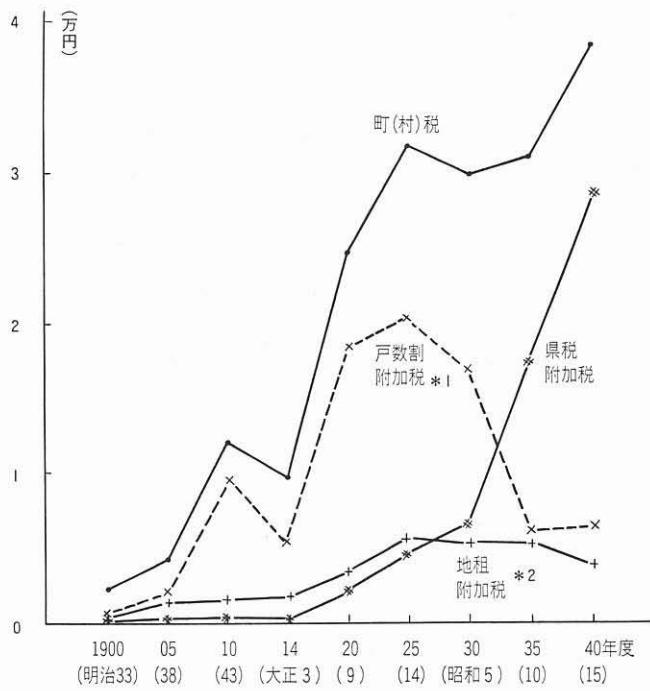


図5-2-13 熊野町 (村) の税収の概要

表5-2-16より作成

\*1 明治45年度まで戸別割、昭和2年度以降特別税戸数割を含む。\*2 明治45年度まで地価割 昭和2年度以降特別地租附加税を含む

収構成（明治33～昭和15年度）

（円、%）

* 1 1920(9)	1925(14)	* 1 1930(昭和5)	1935(10)	* 1 1940(15)
24,659(100.0)	31,599(100.0)	29,765(100.0)	30,953(100.0)	38,372(100.0)
3,175(12.9)	5,697(18.0)	5,664(19.0)	5,891(19.0)	3,702(9.6)
152(0.6)	234(0.7)			
201(0.8)	1,199(3.8)	530(1.8)	1,430(4.6)	2,761(7.2)
2,467(10.0)	4,255(13.5)	6,692(22.5)	17,297(55.9)	28,500(74.3)
18,562(75.3)	20,213(64.0)	16,968(57.0)	6,334(20.5)	6,459(16.8)

を含む \* 3 所得割（～明治45年度）、\* 4 1925（大正14）年度までは国税附加税

表5—2—17 熊野村の公学費表（明治42年）

種 別	小 学 校		総 計	
	尋 常	尋常高等		
学校長・園長・館長俸給	175円	277円	452円	
教諭・助教諭・訓導俸給	—	929	929	
准 教 員 債 給	—	230	230	
代 用 教 員 債 給	446	444	890	
旅 費	17	32	49	
書 図 器 機 標 本 費	129	90	219	
器 具 費	69	67	136	
消 耗 品 費	33	75	108	
借 地 借 家 費	—	2	2	
修 繕 費	94	125	219	
其 他 諸 費	68	186	254	
合 計	1,031	2,457	3,488	
收 入	授 業 料 寄 付 金 学校基本財産より生ずる収入 合 計	34 — — 34	518 7 10 535	552 7 10 569

明治43年統計報告事跡

表5-2-16 熊野町(村)の税

第二節 行政 財政	年 度	1900(明治33)	1905(38)	1910(43)	1914(大正3)
	町(村)税総額	1,983(100.0)	3,907(100.0)	12,213(100.0)	8,461(100.0)
	地租附加税*2	739(37.3)	1,511(38.7)	1,858(15.2)	1,894(22.4)
	所得税附加税*3	—	—	99(0.8)	74(0.9)
	営業収益税附加税*4	41(2.1)	75(1.9)	54(0.4)	70(0.8)
	県税家屋税附加税				
	県税雑税附加税	262(13.2)	340(8.7)	784(6.4)	755(8.9)
	県税営業税附加税				
	特別税戸数割*5	940(47.4)	1,980(50.7)	9,417(77.1)	55,65(65.8)

\*1合計不一致 \*2地価割(～明治45年度)、特別地租附加税(昭和2～15年度まで)

\*3戸別割(～明治45年度)、戸別割附加税(～大正15年度)

前表に同じ

表5-2-18 熊野村の学校及び教育費

	学 校 名	位 置	修業年限	加設 科 目	児童数	経費年額	教員 数	1教員 当り 児童数
明治41年	熊野尋常小学校	熊野村	尋6ヶ年 高2ヶ年	農業	707人	円 壱 2,617.811	12人	58.9人
	追分尋常小学校	〃	6ヶ年		213人	1,092.301	2人	106.5
	合 計				920人	3,710.112		
42年	同 上	同上	同 上	農業 手工	723人	2,722.040	11人	65.7
	同 上	同上	同 上	手工	240人	1,078.585	6人	40.0
	合 計				963人	3,800.625		
44年	同 上	同上	同 上	農業 手工	733人	2,952.480	14人	52.4
	同 上	同上	同 上	農業 手工	256人	1,302.500	6人	42.7
	合 計				989人	4,254.980		

注1 村立小学校において「加設科目」として「裁縫」を設けている。その他「農業」「手工」も設けられていた(明治36、37年)。

2 明治40年には児童(尋常高等あわせて) 995人に対して教員数12であり、1教員当り児童82.9人であった。

統計報告事跡

図5-2-14 昭和12年度予算説明

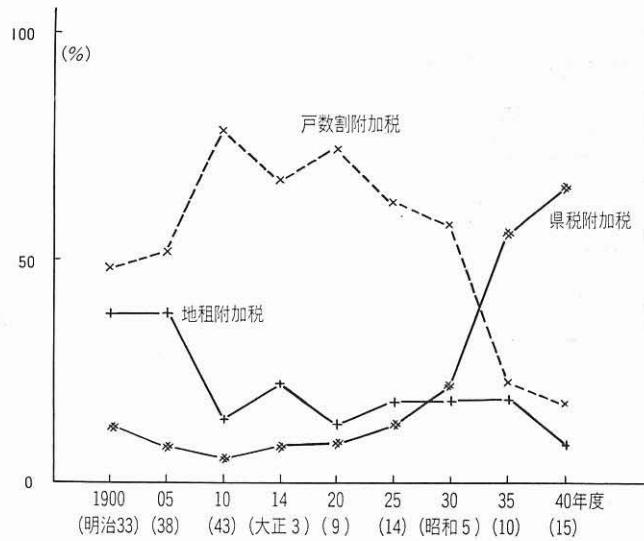


図5-2-15 熊野町(村)の税収構成比の概要

表5-2-16より作成

表5—2—19 市町村立小学校教員加俸表（明治42年）

種 別	年功加俸		特 別 加 俸				国庫補助法第6条に係る加俸	
			多 級 学 校		单 級 学 校			
	人 員	加俸額	人 員	加俸額	人 員	加俸額	人 員	加俸額
正教員	男女	2人	48円	1人	18円			
准教員	男女	1	18					
合 計	男女	3	66	1	18			

明治43年統計報告事跡

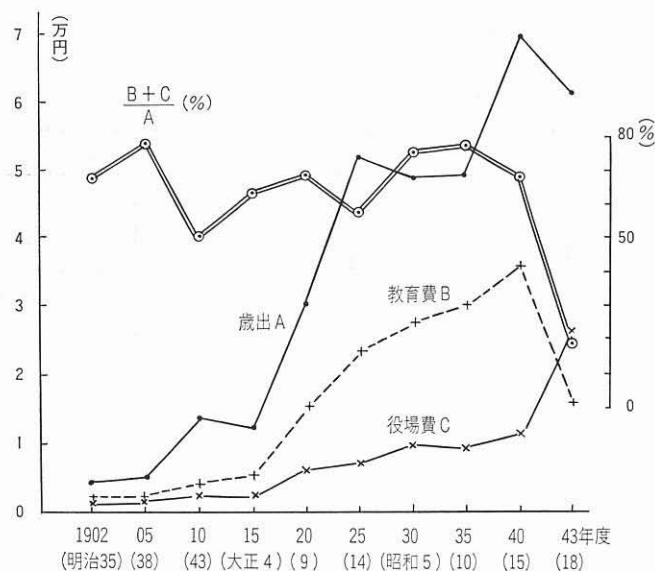


図5—2—16 熊野町（村）の歳出と教育費・役場費の概要

前図と同じ

経常費のみ。明治43、大正14の兩年度は決算、他は予算額

## 出構成 (明治35~昭和15年度)

(円、%)

1920(9)	1925(14)	1930 (昭和5)	1935(10)	1940(15)
30,301(100.0)	52,526(100.0)	48,272(100.0)	48,604(100.0)	69,041(100.0)
5,687(18.8)	7,746(14.7)	8,688(18.0)	7,882(16.2)	11,501(16.7)
15,839(52.3)	23,995(45.7)	27,641(57.3)	29,872(61.5)	36,469(52.8)
11,798(38.9)	17,043(32.4)	19,911(41.2)	19,732(40.6)	22,232(32.2)
3,724(12.3)	6,127(11.7)	7,266(15.1)	6,433(13.2)	7,109(10.3)
1,122(3.7)	1,453(2.8)	830(1.7)	1,100(2.3)	1,350(2.0)
330(1.1)	436(0.8)	1,788(3.7)	1,387(2.9)	3,373(4.9)
1,497(4.9)	56(0.1)	50(0.1)	126(0.3)	95(0.1)
24,475(80.8)	33,686(64.1)	38,997(80.8)	40,367(83.1)	52,788(76.5)

追分尋常高等小学校 (～昭和10年度)

表5-2-21 熊野村の災害土木費 (明治40年度)

			町 村 税	県 税 補 助
河	二流域 川	二山ノ河代川 小計	円 厩 285.960 45.781 331.741	円 厩 93.673 22.017 115.690
	熊流域 川	熊野谷川 小計	1,850.104 71.407 1,921.511	686.071 161.085 847.156
道 路	里 道	矢眞野往還 其他の里 小計	251.034 44.460 104.520 400.014	— — — —
	橋 梁	矢眞野往還 其他の里 小計	341.967 88.637 430.604	— — —
用悪水	熊野村	計	281.599	—
合		計	3,365.469	962.846

統計報告事跡

表5-2-20 熊野町（村）の歳

年	度	1902(明治35)	1905(38)	1910(43)	1915(大正4)
歳出	総額	4,958(100.0)	5,034(100.0)	13,536(100.0)	12,025(100.0)
役場費		1,636(33.0)	1,871(37.2)	2,329(17.2)	2,594(21.6)
教育費		2,038(41.1)	2,362(46.9)	4,822(35.6)	5,043(41.9)
第一尋常高等小学校*1				3,093(22.9)	3,550(29.5)
第二尋常高等小学校*2				1,291(9.5)	1,493(12.4)
土木費		205(4.1)	200(4.0)	984(7.3)	281(2.3)
衛生費*3		97(2.0)	84(1.7)	299(2.2)	203(1.7)
諸税及負担		293(5.9)	288(5.7)	4,363(32.2)	1,888(15.7)
(以上小計)		4,269(86.1)	4,805(95.5)	12,797(94.5)	10,009(83.2)

\*1 熊野尋常高等小学校費（～昭和10年度） \*2 追分尋常小学校（～大正13年度）、

前表に同じ。ただし、経常部と臨時部の合計額

めていた。地価割は明治期には比較的大きな比重をしめており、熊野村においても三割台をしめていた時期もあったが、日本資本主義の発達につれてしだいにその税収にしめる地位を失つていつた全国的傾向と同様な推移を示している。

#### 歳出 熊野町（村）の歳出は、その最大の費目はなんといつても

教育費であった。とりわけ尋常小学校に要する費用は年々多額にのぼっていたが、その内容は給与等の人物費と校舎建築費等であった。教育費以外のもう一つの支出の柱は、役場費であった。吏員の給与や一般行政費がその主たる内容となっていた。

教育費と役場費の両者で、歳出総額の五八割をしめていた。この両者を除けば、災害復旧とくに道路の改修や流行性伝染病対策等の衛生関係が主たるものであった。

たとえば、明治四十年（一九〇八）に熊野尋常高等小学校が榊山神社境内に新築移転をみていく。同四十二年には追分尋常小学校が増築される。さらに、昭和十四（一九三九）年には、熊野第一尋常高等小学校が先の榊山神社境内から現在地へ新築移転する。衛生関係では、明治三十年に伝染病隔離病舎設置、大正十四年熊野伝染病院移転新築、昭和三年には筆毛の消毒のための毛消毒場が



図5-2-17 昭和18年決議書類及び昭和18年度予算台帳

建設されている。また、熊野・矢野間、矢野峠、熊野・呉間、その他の道路の改修や災害復旧等にも多額の財政支出がくりかえされている。零細な一寒農村にすぎない熊野町(村)にとつては、これら地域住民の生活のためにどうしても欠くことのできないこれらの費用を捻出することは、その財源が限られていた情況の中で、大変なことであったろうと思われるるのである。

太平洋戦争と町財政 戦争のたびに、熊野町(村)の財政の規模も急速に膨張をくりかえしている。その中でも、昭和十六年(一九四一)から始まつた太平洋戦争は、人里はなれた一寒村の零細な熊

卷之三		卷之四	
一	二	三	四
五	六	七	八
九	十	十一	十二
十三	十四	十五	十六
十七	十八	十九	二十
二十一	二十二	二十三	二十四
二十五	二十六	二十七	二十八
二十九	三十	三十一	三十二
三十三	三十四	三十五	三十六
三十七	三十八	三十九	四十
四十一	四十二	四十三	四十四
四十五	四十六	四十七	四十八
四十九	五十	五十一	五十二
五十三	五十四	五十五	五十六
五十七	五十八	五十九	六十
六十一	六十二	六十三	六十四
六十五	六十六	六十七	六十八
六十九	七十	七十一	七十二
七十三	七十四	七十五	七十六
七十七	七十八	七十九	八十
八十一	八十二	八十三	八十四
八十五	八十六	八十七	八十八
八十九	九十	九十一	九十二
九十三	九十四	九十五	九十六
九十七	九十八	九十九	一百

図5-2-19 昭和17年度  
決算

珠	算	珠	算
珠	算	珠	算
珠	算	珠	算
珠	算	珠	算
珠	算	珠	算

図5-2-18 昭和18年度  
予算

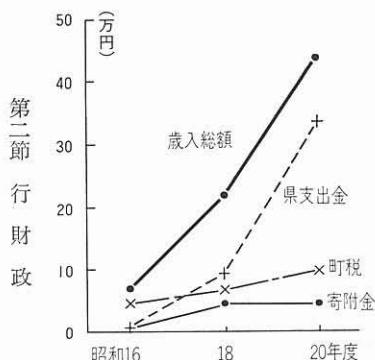
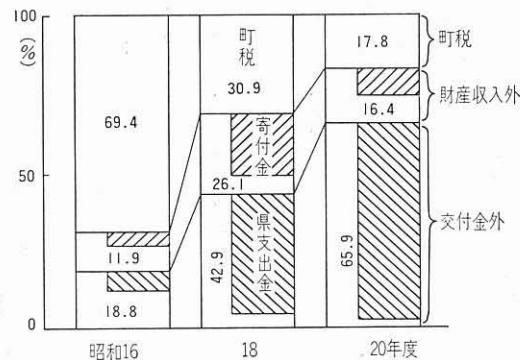


図5-2-21 熊野町の歳入構成 (昭和16~20年度)

表5-2-22より作成



前図と同じ。

表5-2-22 熊野町の歳入構成 (昭和16~20年度) (円、%)

	昭和16年度	18	* 20
歳 入 総 額	68,504(100.0)	222,014(100.0)	436,001(100.0)
町 税	47,577(69.4)	68,848(30.9)	95,646(17.8)
財 産 収 入	677 (1.0)	783 (0.4)	1,524 (0.3)
使 用 料 及 手 数 料	1,659 (2.4)	1,972 (0.9)	2,508 (0.5)
寄 附 金	3,279 (4.8)	44,439 (20.0)	44,833 (8.4)
繰 越 金	2,103 (3.1)	9,863 (4.4)	25,400 (4.7)
繰 入 金	1	1	2,000 (0.4)
雜 収 入	440 (0.6)	910 (0.4)	11,307 (2.1)
(小 計)	8,159 (11.9)	57,918 (26.1)	87,568 (16.4)
国 庫 下 渡 金	—	—	—
交 付 金	1,009 (1.5)	2,226 (1.0)	—
町村吏員充実助成金	960 (1.4)	505 (0.2)	—
国 庫 助 成 金	—	6,143 (2.8)	—
国 庫 支 出 金	6,668 (9.7)	—	13,136 (2.5)
県 支 出 金	4,261 (6.2)	86,324 (38.9)	339,646 (63.4)
奨 励 金	25 (0.04)	1	—
(小 計)	12,923 (18.8)	95,199 (42.9)	352,782 (65.9)

\* 合計不一致  
予算額 (追加更生を含む)

予算書より

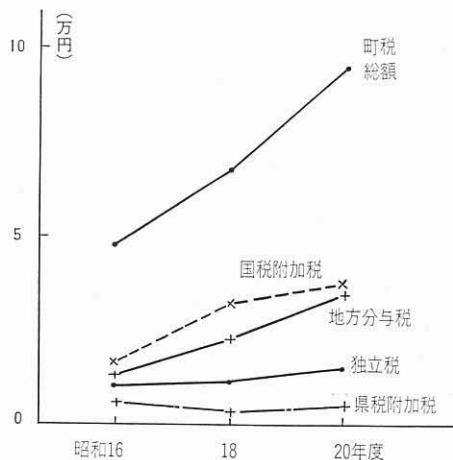


図5-2-22 熊野町税の構成（昭和16～20年度）

表5-2-23より作成

野町財政にもきわめて大きな影響をおよぼしている。地方財政の制度が、戦争前から、かなり大幅に変化しつつあったが、戦争突入の年からはがらりとその姿が一変する。まさに臨戦体制に移行してしまったのである。

まず、熊野町の歳入では、町税の歳入にしめる比重が大きく後退し、その半面で、県支出金が急増している。

また、寄附金も相当の額にたつしている。しかし、この時期については、すべての資材や人力が戦争に動員され、制度も急激に改変されたこともあって、財政についてもその他の産業等についても、充分な資料や統計等

が、必ずしも入手しがたい。

町税については、大幅な税制の改変があり、地方分与税、独立税等が導入されている。しかし、いぜんとして地方税制については、附加税（国税附加税、県税附加税）を中心の実態はそのままであった。

歳出には、戦争の影響が色濃く認められる。経常費については、特に国民学校費、青年学校費、神社費等の名称（項目）がそうである。歳出総額にしめる経常費の割合は、戦争前では大体八割以上であって、臨時費のしめる比重は比較的小さかつた。ところが戦争中は、町財政の中にしめる臨時費の割合が急増する。たとえば、昭和十六年度では、臨時費の割合が四割強、同十八年度では七割強をしめている。その主な内訳を昭和十六年度の決算額の場合でみると、公債費一二、四二四円（歳出総額の二〇・六%）、雑支出七、二七六円（一二・一%）、補助費一、八

表5-2-23 熊野町の税収構成（昭和16～20年度）

	昭和16年度	18	20
町 税 総 額	47,577(100.0)	68,848(100.0)	95,646(100.0)
国 税 附 加 税	16,843 (35.4)	32,128 (46.7)	38,751 (40.5)
県 税 附 加 税	6,531 (13.7)	3,200 (4.6)	5,615 (5.9)
独 立 税	10,059 (21.1)	10,909 (15.8)	15,369 (16.1)
地 方 分 与 税	14,114 (29.7)	22,609 (32.8)	35,911 (37.5)
旧法ニヨル税収入	30 (0.06)	2	—

前表に同じ

表5-2-24 熊野町の歳出構成（昭和16、18年度）

(円、%)

	昭和16年度	18
歳 出 総 額	60,278(100.0)	222,014(100.0)
経 常 費	34,630 (57.5)	61,469 (27.7)
臨 時 費	25,648 (42.5)	160,545 (72.3)
役 場 費	14,149 (23.5)	27,388 (12.3)
教 育 費	13,480 (22.3)	15,473 (7.0)
うち 国 民 学 校 費	7,096 (11.8)	8,302 (3.7)
青年学校費	5,653 (9.4)	7,087 (3.2)
土 木 費 *1	1,943 (3.2)	4,585 (2.1)
衛 生 費 *2	2,407 (4.0)	4,600 (2.1)
諸 税 及 負 担	41 (0.1)	—
公 債 費	12,424 (20.6)	7,334 (3.3)
補 助 費	2,836 (4.7)	3,023 (1.4)
雜 支 出	7,276 (12.1)	5,412 (2.4)
食糧増産耕地改良事業費	—	124,166 (55.9)
(小 計)	54,556 (90.5)	191,981 (86.5)

\*1災害復旧費を含む \*2伝染病予防費、隔離病舍費、トラホーム予防費の合計、  
(決算額)、公債費以下が臨時費の主構成

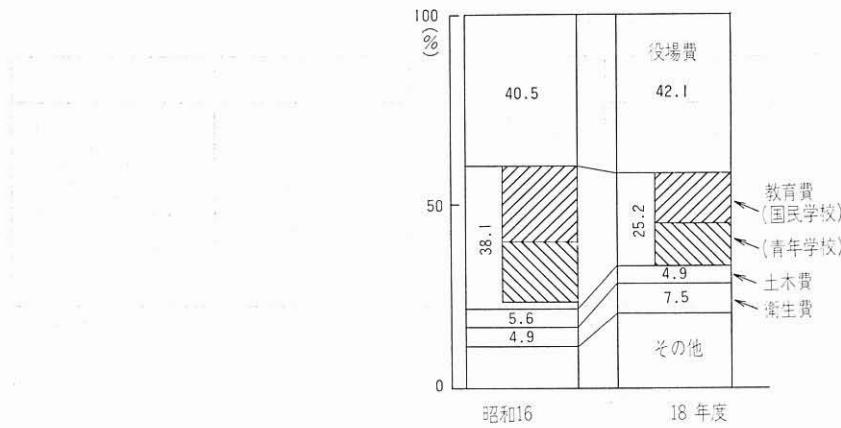


図5-2-23 熊野町の経営部歳出構成比  
(昭和16、18年度)

表5-2-24より作成

三六円(四・七%)などである。この年度の臨時費には、支那事変費一二七円、防空費四八四円等も計上されている。同じく、十八年度の臨時費についてみると、食糧増産耕地改良事業費一二・四万円(歳出総額の約五六%)、公債費の他に、大東亜戦費、国民更生費、生活必需品切符制実施費、防空費等の費目もみえる。戦争状況の悪化が、この時期の熊野町の財政にもその影を落している様子がここにもうかがえるようである。